

山^{やま}
鹿^が
市^し



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年一月一五日、山鹿市、鹿本郡鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の一市四町が合併し、人口五五、三九一(平成二二年国勢調査)、面積約三〇〇平方キロメートルの新「山鹿市」が誕生した。

熊本県の北部に位置し、北は福岡県八女市、大分県日田市、東は菊池市、西は玉名郡和水町、南は熊本市、玉名郡玉東町に接している。市の北部には八方ヶ岳、三国山、国見山等標高千メートルに及ぶ山々連なり、この山岳地帯に源を發する内田川、木野川、初田川が山間部の耕地を潤しながら南流している。中央部には西岳、震岳、西部には三ツ尾山、彦岳、南部には米野山があり、ここから岩野川、吉田川、千田川などが流れ出て、東部、南部には迫間川、合志川、岩原川が平野部を流れ、それらの河川は一級河川菊池川に合流し、中央部を東から西へ貫流している。中心部は近郊農業地帯を背後地とした商業都市であり、また温泉を擁する観光都市でもある。

交通は、国道三号が南北に、国道三二五、四四三号が東西に市の中心部を貫通しており、九州縦貫自動車道も市南部を横切っており、植木、菊水の両インターチェンジにも至近である。

農業面では、水稲を中心に、すいか、たけのこなどの栽培や、肉用牛が盛んである。「道の駅かほく小栗郷」「あんずの丘農産物直売所あぶり」「水辺プラザかもと」「鹿央物産館」などの施設では、地域で採れた農産物などの直売も行われている。

更に、観光資源や特産品としては、景行天皇巡幸に由来し、毎年約三〇万人の観光客を集める山鹿灯籠まつり、国の重要文化財に指定されている「八千代座」は、明治四三年に建築され江戸時代の伝統的な様式を今に伝える芝居小屋であり、平成八年から平成の大修復、復原が実施された。大和朝廷により築城された「鞠智城」は続日本紀に登場する古代山城で、県をあげて国営公園化を目指している。珍しい八角形をした鼓楼は、七世紀後半の日本と朝鮮半島との繋がりを証しており、その城跡は国指定史跡となっている。今から約一、二〇〇年前、伝教大師が開基し、菊池家及び細川家の祈禱所でもあった「相良観音寺」、巨大な花房をつける「相良トビカズラ」は国の特別天然記念物に指定され、樹齢は千年ともされて

いる。紅葉の名所として知られる矢谷溪谷もある。伝統工芸品の来民渋うちわ、国指定史跡になっているチブサン・オプサン古墳や弁慶ヶ穴古墳などの装飾古墳、雄大な前方後円墳をはじめ十数個の古墳があり、国指定史跡になっている岩原古墳群など、枚挙に暇がない。

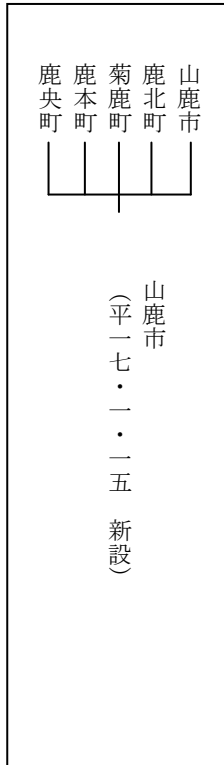
また、鹿本町来民の明照寺には、本市出身で松方、山県、桂の各内閣の法相を経て、大正一三年内閣総理大臣となり、後に伯爵を授けられた清浦奎吾の墓がある。

二 市名の由来

山鹿・鹿本の一市四町での合併協議において、合併協議会は新市名を全国公募し、これを基にした合併協議会の小委員会による検討などを経て、最終的には「山鹿市」「熊北市」「鹿本市」の三候補が残り、合併協議会での協議により「山鹿市」と決した。後の項で示すように、山鹿の名は、奈良朝時代の記録に見られるなど、相当古くからあったものと言われており、由緒ある地名である。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町の状況



(一) 山鹿市

昭和二九年四月一日、山鹿町外七村が合併して誕生した。菊池平野の西北部に位置し、面積は約八七平方キロメートルである。県北の政治文化の一拠点で

あり、山鹿灯籠などで知られる。

(二) 鹿本郡鹿北町

昭和二九年四月一日、岳間村、岩野村、広見村の三村が合併して鹿北村となり、昭和三八年に町制施行した。面積は約八六平方キロメートルである。県の北端に位置し福岡県に接している。

(三) 鹿本郡菊鹿町

昭和三〇年四月一日、内田村、六郷村、城北村の三村が合併して菊鹿村が誕生し、一部境界変更を経て、昭和四〇年一〇月に町制施行した。面積は約七七平方キロメートルである。県の北端に位置し、一部は福岡県、大分県と境を接する山間の町である。

(四) 鹿本郡鹿本町

昭和三〇年四月一日、来民町、稲田村、中富村の合併によりできた町で、面積は約一八平方キロメートルである。概ね平坦地であり、古くから菊池米の主要生産地となっていた。

(五) 鹿本郡鹿央町

昭和三〇年七月一日、千田村、米野岳村、山内村の三村が合併して鹿央村となり、昭和四〇年二月に町制施行した。面積は約三二平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月、市町村合併推進要綱において県が示した当地域の二つの合併パターンは、隣接する玉名郡三加和町を加えるかどうかに差異はあったが、山鹿鹿本一市五町を一体としたものであった。

当該地域の合併検討は当初一市五町が一体で進んだのであるが、平成一四年五月の段階で、植木町が枠組みからの離脱を表明するに至り、枠組みは一旦白紙に戻った。しかし、同年夏には、植木町以外の一市四町での合併協議の方向性が確認され、任意協議会の設置に至った。平成一五年一月に法定協議会に移行、以後協議が重ねられ、平成一六年一二月には全ての合併協定項目についての協議を終了し、平成一七年一月一日、新「山鹿市」が誕生した。(第二章「山鹿・鹿本地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

合併の方式は、山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年(二〇〇五年)一月一日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称は「山鹿市」とする。

(四) 新市の事務所の位置

1 合併当初の新市の事務所の位置は、山鹿市大字山鹿九七八番地(現山鹿市役所)とする。ただし、合併後三年以内を目処に、市道名塚中央線、市道新浦尾・八ノ峰線及び市道浦尾・八ノ峰線の沿線周辺地に適地を求め、新たな事務所の建設に着手する。

2 現在の各市町の事務所の位置に総合支所方式による支所を置く。ただし、合併から一〇年後を目安に本庁方式に移行する。

また、支所については、住民サービスの低下を招かないよう特に充実に努めるものとする。

(五) 財産の取扱い

一市四町の財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

なお、菊鹿町の城北財産区、六郷財産区、鹿本町の稲田財産区については、財産区として新市に引き継ぐものとする。

(六) 議会議員の任期、定数の取扱い

新市における議会議員の任期及び定数の取扱いについては、地方自治法第九条第一項の規定による条約定数を三〇人とし、選挙を行う。

ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、公職選挙法第一五条及び同法施行令第九条の規定による選挙区(旧市町の定数・山鹿市一四人・鹿北町四人・菊鹿町四人・鹿本町四人・鹿央町四人)を設けるものとする。

(七) 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

1、新市に一つの農業委員会を設置する。

選挙による委員の定数を二〇人とし、旧市町を区域とする五つの選挙区

(旧市町の定数・山鹿市七人、鹿北町三人、菊鹿町四人、鹿本町三人、鹿央町三人)を設けるものとする。

2 合併時における農業委員会選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、旧市町の選挙による委員のうちから互選により選出する。

なお、委員の定数は、前項の例によるものとし、委員の任期は、合併の日から一年間とする。

3 新市に農業委員会協力員を置く。

なお、農業委員会協力員の定数、業務等については合併までに調整する。

(八) 地方税の取扱い

1 地方税について、一市四町で差異のないものは、現行のとおりとする。

2 一市四町で差異のあるものは、次のとおりとする。

(1) 個人市町村民税

ア 減免については、山鹿市、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。

イ 納期については、山鹿市、鹿北町及び鹿央町の例により合併時から統一する。

(2) 法人市町村民税

ア 税率については、山鹿市の例による。

ただし、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成一九年度までは不均一課税とし、平成二〇年度から統一する。

イ 減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。

(3) 固定資産税

ア 減免については、山鹿市、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。

イ 納期については、山鹿市及び鹿央町の例により平成一七年度から統一する。

ウ 誘致企業等の課税免除及び不均一課税制度については、合併までに調整する。

- (4) 軽自動車税
ア 減免については、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。
イ 納期については、山鹿市、鹿北町、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。
- (5) 特別土地保有税
免税点については、合併時から五、〇〇〇平方メートルとする。
- (6) 入湯税
ア 課税免除については、合併までに調整する。
イ 税率については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例による。
ただし、税率の統一については、市町村の合併に関する法律第一〇条の規定を適用し、合併の日の属する年度は一市四町の例による不均一課税とし、平成一七年度から統一する。
- (7) 都市計画税
現行を基本に新市に引き継ぐ
- (九) 一般職員の身分の取扱
一般職の身分の取扱については、次のとおりとする。
1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市に引き継ぐ。
2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
3 職員の職制については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。
4 職員の給与については、現給を保障し職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、合併までに調整する。

4 合併時の三役及び正副議長

(一〇) 新市建設計画
新市建設計画については、別冊のとおりとする。(略)

5 合併時の関係市町の現況表

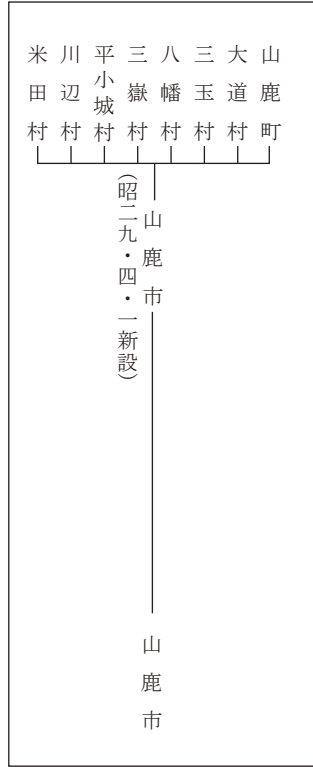
生 産 額	山鹿市			合併関係市町			
	計	山鹿市	鹿北町	菊鹿町	鹿本町	鹿央町	
計 (百万円)	一七〇、四九四	九九、二七五	一六、〇九一	一五、五八五	一五、五九一	一三、九五五	
第三次産業 (百万円)	一、六五〇	一、二八四	三、八八〇	四、二九八	四、八八九	三、五八六	
第二次産業 (百万円)	一、三三、五五一	四、四七五	一、六三八	一、六一〇	一、八九一	二、〇四六	
第一次産業 (百万円)	二、三、一八二	七、四二六	一、〇二二	一、一〇九	一、八三四	九、四四四	
市町村税納税額 (百万円)	四、三三五	二、一八四	三、四四六	三、四四五	五、五五五	二、九五	
前年度予算総額 (百万円)	二、九、六四三	二、〇、六六〇	三、八八〇	四、二九八	四、八八九	三、五八六	
中学校以上の学校	六	二	一	〇	一	一	
高等学校	四	二	〇	〇	二	〇	
業 務 生 産 業	計	計	計	計	計	計	
第三次産業 (人)	一五、三七三	九、五二七	一、〇四六	一、五五二	二、二二〇	一、〇四八	
第二次産業 (人)	七、九六二	四、一四七	八、五〇	一、一九九	一、二二二	六三五	
第一次産業 (人)	六、三三七	四、一四七	一、〇〇九	一、二四九	九、二六	九八九	
面 積 (㎡)	二九、九六七	八、七〇二	八、六一七	七、七三八	一、七六三	三、一四七	
戸 数 (戸)	二〇、五七四	二、二七二	一、五五六	二、二二〇	二、九九七	一、五九九	
人 口 (人)	六〇、五五五	三三、〇二二	五、三八七	七、八五	八、九二九	五、四三二	

市町名	市長	助役	収入役	議長	副議長
鹿央町	杉 焼 義 文	多 田 隈 泰	角 田 英 勝	幸 村 勁	森 芳 顕
鹿本町	中 嶋 憲 正	富 田 正 剛	都 田 強 二	星 子 元 亮	片 山 順 士
菊鹿町	隈 部 弘 正	青 木 博 明	—	栗 原 辰 也	丸 山 寛 治
鹿北町	西 牟 田 長	—	—	平 井 光 臣	栗 山 幸 太
山鹿市	河 村 修	田 代 慎 一	井 寺 哲 郎	寺 崎 勇 児	山 口 晋 正

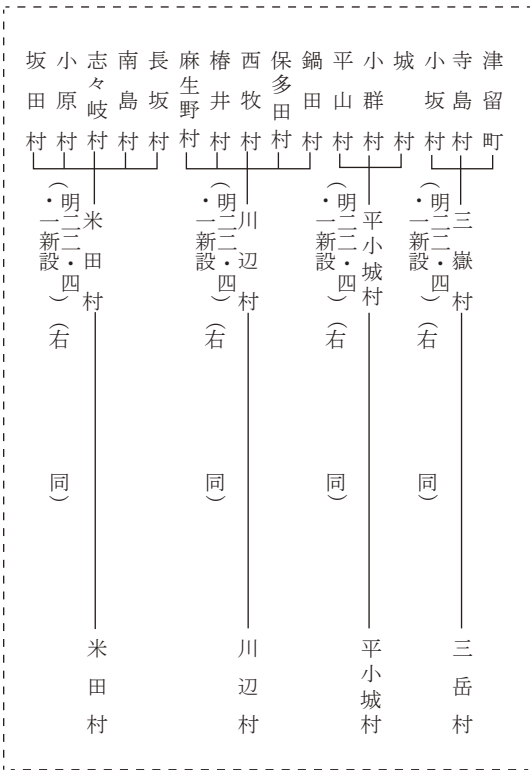
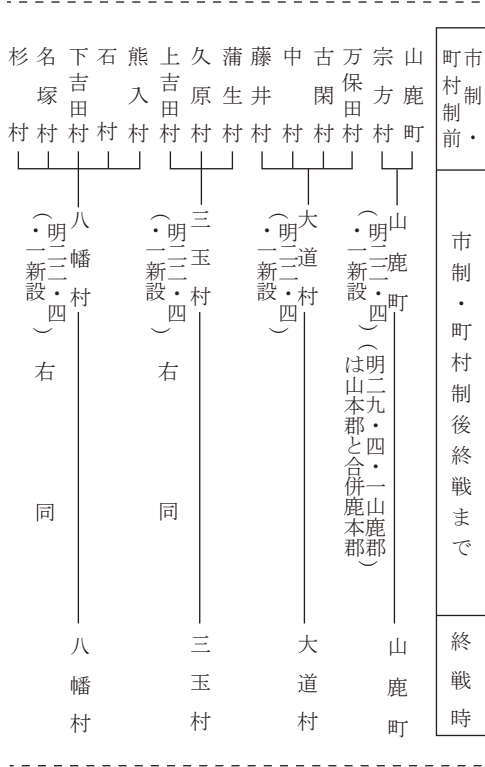
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧山鹿市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(二) 山鹿町

八世紀の始め、朝廷に報告された肥後の風土の記録に山鹿郡の名が見え、當時すでに山鹿が有力な存在であったことがわかる。
 平安時代以降、鎌倉、室町、安土桃山の時代を通じて盛衰はあったが、本町は湯町と呼ばれ山鹿郡の中心として発展してきた。旧藩時代、鹿本郡は、山鹿、中村、中富、正院の四手永の行政区に分けられ、本町に山鹿手永総庄屋の会所が置かれていた。明治七年（一八七四）の大小区制の改正にあたっては、湯町、中村、宗方、竹林寺、熊人の一町四村で第六大区第二小区をなしていたが、一二年、湯町と竹林寺村が合併して山鹿町となり、一二年郡区町村編制法の施行にともない、山鹿町は単独で一行政区をなし、一方、宗方村は石村、熊入村、下吉田村、名塚村とともに行政一区域をなした。一七年、制度の改正が行なわれたが、山鹿町、宗方村については変更なく、二三年に山鹿町と宗方村が合併して山鹿町となった。

山鹿の名の由来であるが、保元の乱（一一五七）により都を落ちた宇治親治という武士がこの地方の山に狩をしたとき、谷間に鹿が群れているのを不審に思つて調べたところ、温泉を発見し、以来各地から人々が集まつて住居を定めるようになったが、これが「山鹿」の名の起源であると伝えられており、また豪族山鹿六郎重光が治承三年（一一七九）にこの地に市街をひらいたので、年とともに人々が移り住んだことから山鹿が生じたともいわれている。しかし、奈良朝時代（七〇八〜七八一）の肥後の風土を記したものは、山鹿の名が見えるので、相当古くからこの名があつたものと思われる。

この名は、旧藩時代の山鹿手永、明治の山鹿郡、山鹿町と行政区域の名称に用いられてきたばかりでなく、山鹿温泉、山鹿灯籠の名においても受け継がれてきた。

(二) 大道村

旧藩時代は、中村手永惣庄屋の支配下にあつたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制では方保田、日置、古閑、白石は第六大区、第八小区に、藤井は第九小区に、中村は第二一小区に属することになった。

七年四月行政区域の改正により、中村、古閑、白石、方保田、日置、藤井が同一戸長の統治下におかれることとなった。八年、方保田村と日置村が合併して方保田村となり、古閑村と白石村が合併して古閑村となった。

一二年、郡区町村編制法が施行されると方保田、古閑、藤井、中村の四か村を一行政区域として戸長役場が設けられ、その後もこの行政区域は改正されることなく、二二年町村制施行にともない、四か村が合併して大道村となった。

(三) 三玉村

旧藩時代は、中村手永惣庄屋の管下にあつたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制においては、第六大区第八小区に編入された。八年、霊山、久原、今田の三か村が合併して久原村となり、二二年郡区町村編制法により、蒲生、久原、上吉田の三か村が一行政区域を形成することとなり、一七年の改正においても当該区域は久原村列として変更されず、二二年町村制施行にともない三か村が合併して三玉村となった。

(四) 八幡村

旧藩時代は、山鹿手永惣庄屋の支配を受けていた。明治七年（一八七四）、下

吉田、名塚が第六大区第八小区に、熊入は第一二小区に、石杉は第一三小区に属することとなった。二二年郡区町村編制法の施行により、二つの行政区域に分かれ、石村、熊入、下吉田、名塚の四か村は、山鹿町に合併した宗方村とともに、一行政区域をなし、また、杉村は、平山、城村、小群村とともに一行政区域をなして、それぞれ戸長役場の統治下におかれ、一七年の改正の際にもそのまま二つの行政区域であつたが、二二年熊入、石、杉、下吉田、名塚の五か村が合併して八幡村となった。

(五) 三嶽村

明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとにおいては、第六大区に属し、津留、寺島が第一三小区に、小坂が第一四小区となった。二二年郡区町村編制法の施行によつて三か村が一行政区域となつて、同一戸長役場の下に置かれることになり、一七年の改正においても津留村列として変更されず、二二年町村制施行により、合併して三嶽村となった。

なお、三嶽村の名称は、小坂村に西嶽、津留村に彦嶽、寺島村に震嶽の三嶽があることに由来するものである。

(六) 平小城村

旧藩時代、山鹿手永に属し、その惣庄屋の治下にあつた。明治三年（一八七〇）庄屋に代つて里正が置かれると、本村の初代里正は小群に役所を置いて村治を行ない、さらに五年に里正に代つて戸長が置かれると、役所を後に八幡村に合併した杉村に置いた。七年の改正大小区制の下では、城村、小群村、平山村とも第六大区第一三小区に属した。八年には木部甚太郎が地租台帳、名寄帳、戸籍帳、図面などの記録を整備して村政に尽した。二二年郡区町村編制法施行の際は、平山、小群、城および杉の四か村で一行政区域が形成され、その後も行政区域の変更はなかつたが、二二年町村制の施行にともない、杉村を除いた三か村が合村し、それぞれ各村名の一字をとつて平小城村と称した。

(七) 川辺村

旧藩時代、山鹿手永惣庄屋の支配を受け、鍋田、保多田、西牧、椿井、麻生野の各村には庄屋がいて村治を行なつた。明治三年（一八七〇）七月、藩政改革により庄屋は里正に改められ、七年の大小区制改正の際は第六大区第一小区に編入された。二二年郡区町村編制法の施行により、大小区制は廃止され、

各行政区域に戸長役場が置かれることになった。この時、前記五か村は後に米田村に合併した坂田村を加え六か村で一行政区域を形成し、一七年の改正においてもそのままであったが、二二年町村制の施行にともない坂田村を除く五か村が合併して川辺村となった。

(八) 米田村

旧藩時代、山鹿手永惣庄屋の支配を受け、長坂、南島、志々岐、小原、坂田の各村に庄屋がいて村治をおこなっていた。明治七年の大小区制改正の時、第六大区第一〇及び第一一小区に属し、一二年郡区町村編制法施行のとき、長坂、南島、志々岐、小原は四か村で、坂田村は川辺村となった五か村とともにそれぞれ一行政区として同一戸長役場の統治下に置かれることとなり、一七年の制度改正の際も行政区は変更されなかったが、二二年町村制施行のとき南島村列に坂田村を加えた五か村が合併して米田村となった。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

山鹿は、昭和二四年はじめころから、将来の山鹿市建設のための構想を練っていたが、次のような「大山鹿市建設要綱」を策定し、昭和二四年九月一日町議会全員協議会において、満場一致で承認され、この要綱の線に沿って遂次実現可能のものから具体化して将来の発展基盤をつくりつつあったが、関係町村間においても、合併の気運は醸成されつつあった。

山鹿、川辺、八幡、三玉の四か町村では組合立の中学校を建設していたので、合併はまず、この組合構成の町村を母体に検討された。

昭和二八年五月七日西日本新聞は合併の動きについて次のような記事をのせている。

「五日の子供の日、山鹿町では公民館の子供議会の町村合併問題で、町長が私案として『現在の中学校組合の山鹿、川辺、八幡、三玉の四か町村、またはそれに米田、大道、来民を加えた七か町村で山鹿市を作ることが将来考えられる』と語った。」

しかし、具体的な合併の動きは町村合併促進法制定を待つことになった。

山鹿建設要綱（昭和二四年九月一日 山鹿町議会協議会承認）

従来、山鹿は城北に於ける産業、交通の要衝として城南における八代、人吉と並び称せられていたが、諸種の事情により其の発展性を阻害せられ、旧態依然たる観あるは誠に遺憾とする処である。我等は其の依つて来る原因を検討し、大山鹿市建設の構想の下に其の発展方策を樹立し、実現可能なるものより漸次実行し、以て熊本県の産業振興並観光事業上、山鹿に負託されたる任務を完遂することを期する。

建設計画要領

一 交通の整備

近時、山鹿を中心とするバス路線の発達により相当交通難は緩和されつつあるが、大山鹿建設の観点より見る時は自動車輸送のみにて満足することは出来ない。過去に於て鉄道本線より隔離せしことが、山鹿発展阻害の第一であることは何人も認めるところである。山鹿が福岡、熊本間物資交流の中継要地たる任務を果す為には今後自動車輸送の拡充を図ると共に可及的速かに福岡、山鹿、熊本、八代を結ぶ急行電車（仮称肥筑線急行電車）の実現を期する。

（肥筑線期成同盟会の結成）

二 町村合併

地方自治法の指向する点より観るも亦来る可き税制改革の観点よりするも隣接町村を合併し大山鹿建設の要請は必至である。即ち地方自治の拡充と共に町村の設置すべき施設は増加の一途をたどり、これを従来の如く設備別組合（例えば何々学校組合）を以て処理しては単に煩瑣なるのみならず責任の帰趨を不分明ならしめ運営上遺憾の点多々ありしに鑑み、将来の山鹿市の構想の基に町村の合併を断行する。

三 観光施設の拡充

本町の特性は農村商工業都市たると同時に天恵の温泉を有することに存する。浴客の誘致のためには単に温泉設備を改良するのみでなく次に掲ぐる観光施設の拡充を必要とする。

1 泉源の獲得、湧出量の少なき為公衆温泉が低温なること、自宅温泉の少

ないこと等泉都山鹿の恥辱たる現状を打破し、温泉の温度を高め、旅館に温泉を配給の目的を以て多少の犠牲を払うも今一、二本温泉を掘鑿する必要がある。

2 菊池川改修工事を併行する泉都計画の実施

3 ネハン、鍋田横穴群、チブサン古墳、日輪寺、震嶽、一目神社、山鹿競馬場、首石を結ぶハイキングコースの設置

4 総合グラウンド、温泉プールの建設 四 産業の振興

本町が農村中心都市、特に城北平野の中心に位置する点より考察し筑後の農村工業に範を取り、農村工業の振興を図り工場の誘致に努力する。

1 和傘、団扇工業

2 製糸工場

3 製紙工場

4 煙草工業

5 薬工品、蘭草工場、竹製品工業

6 油脂工業

7 製茶工業

8 詰工業（肉類、筍、栗）

9 郷土土産品の生産

10 灯籠技術の振興と其の商品化

五 都市計画の実施

都市計画の樹立なきを、従来の施策に統一なき欠陥を補うため、尚各都市的形態を促進する為都市計画を樹立し、逐次都市計画事業を実施し、次の設備を設置し又は拡充を図る。

道路、広場、上下水道、公園緑地風致等地域の設定、商工業住宅、其の他の地区設定、学校、病院、図書館、公民館、官公署、住宅、伝染病院、火葬場、授産場

右計画は短日月に完成するものではないが、来るべき昭和二五年度に於て実施可能なものは二五年度の当初予算又は追加予算に計上し、その実現を期する。

昭和二八年（一九五三）八月三〇日、鹿本郡町村合併基準委員会において、地方事務所から提示された郡内合併案を了承し、各ブロックごとに協議することになった。この後、二八年一〇月一日町村合併促進法が施行され、次いで一〇月五日山鹿、三岳、平小城、三玉、八幡、川辺、米田、大道の八か町村合併の県試案が示されてから急速に気運は高まり、山鹿ブロック各町村においては、それぞれ合併に関する啓発、住民意思の把握に努力した。その間、広見村からの平小城、三岳両村に対する北部ブロックへの参加勧誘がなされたり、あるいは山鹿、来民両町当局、議会などが合併についての懇談を行なうなど、郡内のブロックごとにいろいろの動きがあったが、年末におよんで次第に合併の機も熟してきた。特に市の人口要件（三〇、〇〇〇人以上）についての自治法の規定が改正されることになるので、市制実施は今年が最後の機会ではあるまいかという意見もあって、にわかに関係各町村の動きが活発となった。一方、広見、岩野、岳間の三村のブロックのうち、広見村は三岳、平小城を加えた五か村合併に固執していたが、岩野、岳間が合併を急いだので、三か村合併に踏み切ることとなった。二九年一月九日県地方課長などを交えて山鹿町公民館において、山鹿、米田、川辺、八幡、平小城、三岳、三玉、大道、来民、中富の一〇か町村代表者が参集して協議した結果、市制実施を前提として正式に合併促進協議会を発足されることに決定した。そこで、ただちに事務局を山鹿小学校に設け、まず関係町村の行財政現況調査に着手して、一月一六日合併促進協議会の総務委員会でその結果を検討し、それを基にして建設計画の基本問題を協議した。

数十回にわたって協議会の各委員会、あるいは全体会議を行ない、県との協議を経て合併計画書を作成し、各町村の議決書を添えて二月一日ごろ、県を経て自治庁との協議をすることになった。しかし、この段階に入ってから来民町、中富村の両町村内には、稲田、内田、六郷の五か町村合併の意見が強くなり、山鹿ブロックが脱退することとなった。

このため、建設計画などの作成の手直しが必要となり、市制実施は大いに憂慮されたが、結局当初案の八か町村合併で急ぎ再調整することとなり、文字通りの突貫作業により計画書の策定を終り、それぞれの議会の議決を経て知事に申請することとなった。関係八か町村は二つの中学校組合を構成する六か町村に米田村、

大道村を加えたものであり、歴史的沿革とともに地理的、経済的にも密接不可分の関係にあり、かつ、山鹿町を中心とする市制実現は郡民多年の懸案であっただけに、合併に際しての諸問題もすべて円滑に解決された。

また、中富村内の上分田、中分田、下分田、小柳の四地区には山鹿市編入の強い希望があり、来民、中富、稲田の三か町村合併による鹿本町発足後も関係当局に対して陳情運動、鹿本町商店からの不買運動が続けられたが結局実現しなかった（鹿本町の項参照）。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 合併の時期 昭和二十九年四月一日
- (三) 助役の定数 一名とする。
- (四) 町村職員の処置
 - 1 全員継承する。
 - 2 職員の勤務年数は継承する。
 - 3 関係町村間の給与の不均衡については合併後速かに適當の方法により調整する。
 - 4 合併後一年以内に退職する職員に対しては左の区分により退職手当を支給する。
 - ア 合併後三か月以内の職員に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤続年数を乗じた額
 - イ 六か月以内の職員に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤続年数を乗じた額
 - ウ 一年以内の職員に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤続年数を乗じた額
 - 5 特別職については別に考慮する。
- (五) 財産処分 全ての財産、負債は（長期）は、山鹿市に引き継ぐ、
- (六) 市議会議員の選挙区および選挙区ごとの議員定数
 - 1 公職選挙法第一五条第五項から第七項までの規定による選挙区は、合併後始めて行なわれる一般選挙の場合に限り之を設ける。

2 議員定数は人口割により定める。

(七) 議員の任期および定数

町村合併の際合併関係町村の議会の議員で山鹿市の議会の議員の選挙権を有する者は、昭和三〇年三月三十一日迄引続き山鹿市の市会議員として在任するものとする。

(八) 市税の賦課 均一課税とする。

(九) 国民健康保険の統合

山鹿町、川辺村、三岳村は、現在存置しているので、其のまま地区別に存置し、三年以内に市で実施する。

(一〇) 一部事務組合

山鹿町外一四か町村伝染病院組合、米野岳村外二か村米野岳中学校組合、大道村外二か村大道中学校組合及び大道村外二か村伝染病院組合については合併後新たに山鹿市と関係町村との間に一部事務組合を組織するが米田村及び大道村については可及的速かに之を山鹿中学校に統合するものとする。

(一一) 字名 合併関係町村の字名は現在の大字の通りとする。

(一二) 特別会計の設置

国民健康保険、公益質屋、水道、温泉、病院のそれぞれについては特別会計とする。

4 合併時の三役及び正副議長

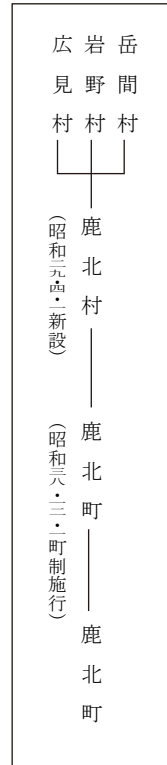
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
山鹿町	松村 弘	吉田 勉	原田信太郎	大森 健作	古閑丸正人
米田村	立山 高之	浜武 嘉三	星子 保雄	巢山 実記	中原 秀雄
川辺村	古閑 一夫	松永 光喜	猪崎 亀吉	松本 唯芳	瀬口 徳藏
平小城村	牛島 熊記	松永 義則	杉谷 涉	田上 勇	池田 末男
三岳村	迎田 緑	古江 載三	中原 千里	有働 敬郎	山口 辰喜
八幡村	太田黒厨吉	古閑 義孝	三森 正人	鹿子木 寛	池田 一雄
三玉村	木庭 優	立山 明	高橋 貫之	森本 勝馬	渕上 繁登
大道村	内村 直太	光永 究	村上 定雄	永田 吉人	中原 新藏

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税額 千円	国 税納税額 千円	上の学校 高等学 校	中学校以 下学 校	官 公 署	業態 の割合						面 積 平方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分																
	計	その 他	農 産	鉱 産								業 態	計	農 業 人	その 他 人	計	農 業 人					その 他 人	計	農 業 人	その 他 人	計	農 業 人	その 他 人									
																													計	農 業 人	その 他 人	計	農 業 人	その 他 人	計	農 業 人	その 他 人
二二三、七六六	四六〇、三五一	二四二、五〇八	六八、八六六	一五	一〇、六四五	六八、九四四	二、九二八	五八、九五三	一	三	二二	一四三、三五五	五五	二三八、〇	二二、二二	二、七二	一、三三〇	八七、四五	七〇、九〇	三七、三六六	山鹿市																
六七五、九九八	一三五、二〇〇	五七七、七六八	四八、〇〇〇	一五	三三、五七三	二九、〇九三	一八、七六四	三、九八	一	一	二二	四四二	二二	三三	二、五三三	七、七八八	四、六四五	二、五五	二、六四五	二、九六五	山鹿町																
二九七、二七〇	五九四、五四	一九八、〇九〇	三九、七六	一	九、四四三	八、二六四	四、三三	六〇、〇五	一	一	一	二八、五七	六	一、七九五	二、六四四	一、〇八	一、六二六	一〇、六六	八、二六	四、四九	米田村																
九〇、六三三	三三、二二七	三七、〇〇〇	二二、五〇六	一	七、〇六	三、四六六	一、〇〇	一、六〇〇	一	一	一	一、三三五	七	一、三六三	四、五	二、八五	一、六〇	七、三〇	三、四〇	一、八八〇	川辺村																
二七九、三五五	五五八、七一	一七八、八五〇	四四、六三四	一	一〇、五三三	八、四四三	一、七五	四、四二八	一	一	一	一、六五九	〇	一、六五九	二、八五三	七、四八	二、一〇四	六、三五	八、七五	四、五二	八幡村																
一八〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	〇	一	八、三三九	四、一七〇	一、五五	一、六五〇	一	一	一	二、〇三三	一	一、九一〇	八、六七	三、九〇	四、七七	一、六一	四、八三	二、八九	平小城村																
二八、二〇〇	四三、六二〇	一七〇、四八〇	四、〇〇〇	一	一五、八七二	四、三三六	三、七	三、二四〇	一	一	一	二、四七七	九	二、三七九	九、八	五、〇二	四、六	二、二一六	五、九五	三、九五	三岳村																
二八、二〇〇	四三、六二〇	一七〇、四八〇	四、〇〇〇	一	八、一四九	五、三七四	二、五	五、四二〇	一	一	一	二、五二八	七	二、四〇〇	七、八	三、四三	三、七五	一、五八四	五、六〇	三、三六	三玉町																
二七、三〇〇	五四、四六〇	一八五、八四〇	三、〇〇〇	一	八、七五	五、八四八	一、九	四、六七	一	一	一	一、九四六	一	一、九三	二、一五四	六、七	一、五七	七、八	四、〇〇	四、〇〇	大道村																

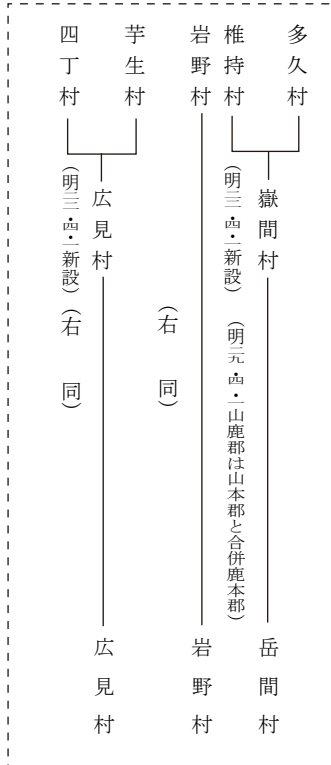
【旧鹿本郡鹿北町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)

市制・町村制前	市制・町村制後終戦まで	終戦時
多久村 楯間村 楯持村 岩野村	多久村 楯間村 楯持村 岩野村	多久村 楯間村 楯持村 岩野村



(一) 岳間村

本村地域は江戸初期には多久村と称していたが、宝暦一七五一〜一七六三のころ多久、楯持の二村に分かれ、明治初年まで山鹿郡中村手永に属した。明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは第六大区、第七小区となり、一二年郡区町村編制法の施行により多久村、楯持村は同一戸長役場の統治下に置かれることになったが、二年町村制施行の際両村が合併して岳間村となった。

(二) 岩野村

明治三年(一八七〇)の藩制改革以前は山鹿手永に属し、東目、西目の二庄屋が治めていたが、藩制改革により四丁と合して里正を置いた。七年の改正大小区のものでは岩野村は芋生、小坂、四丁とともに第六大区第一四小区に属し、その後一二年郡区町村編制法の施行により小坂が分離して芋生村、四丁村とともに同一行政区域となったが、二年町村制施行にともない、芋生村と四丁村は広見村となり、岩野村はそのまま独立村として新しく発足した。

(三) 広見村
古くは、上芋生、下芋生、四丁に分かれ山鹿手永に属し四丁、芋生西組、芋生東組の三庄屋が治めていた。明治三年(一八七〇)の藩制改革により、手永は郷に改められ、芋生西組、芋生東組および小坂を合して村会所を芋生に置き、四丁は岩野と合して村会所を四丁に置き、それぞれ里正が統治した。五年大小区制がしかれ、七年の改正大小区制のもとでは、小坂、芋生、四丁、岩野の四か村は第六大区第一四小区に属していたが、一二年小坂村が分離して岩野、四丁、芋生三か村が同一行政区域となり、戸長役場を岩野村に置いた。二二年町村制施行により芋生村と四丁村が合併して広見村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)九月一〇日、岩野小学校に、岳間、岩野、広見、三岳、平小城の五か村の村長、助役、正副議長等関係者が集まって、五か村合併懇談会を開き、つづいて同年九月二六日、岩野小学校において第二回の合併懇談会を開いたが、果から、三岳村、平小城村では山鹿市合併の意見が大多数であったので、村議会でも山鹿市合併ということになった。との報告があり、結局各村とも三か村合併ということで各村一〇人程度の協議会委員を次回までに決定することを申し合わせた。

同年一月県は、岳間村、岩野村および広見村三か村の合併試案を発表した。一月一六日県から係員が出席して三か村合併懇談会が開かれ、広見村は五か村合併を望んでいたため欠席した。

同月二六日前回同様三か村合併懇談会が開かれ、議長から広見村の態度決定を迫ったのに対して、広見村長は「公聴会を開いたところ、昔から広見分会という

ことで関係の深い五か村合併の線でも進もうということになっているが、三か村合併説も一部にはある。しかし、三岳、平小城の山鹿合併希望に対して山鹿の受入態勢が判然としないので、今しばらく待つてもらいたい。」と、なお五か村合併を望む発言があった。懇談会は、一二月中に広見村の態度が決定されない場合は、岩野、岳間の二か村合併で進むということを決めた。二九年一月二三日、第三回の三か村合併懇談会を開催し、広見村の態度が明確でないため、合併協議会も延びているから、まず広見村の態度を聞きたいということで、広見村長の発言を求めたところ、同村長は、三岳、平小城が山鹿町ブロックに入ることが決定的になったので、村長も岳間、岩野、広見の三か村合併を了解したから、本日は委員会全員が出席した旨を述べた。そこで、県から、当地区は県としても三か村合併の試案を発表しており、合併の暁はモデルケースとしたい意向であることを述べ、また四月一日合併が何かにつけて有利であるので本日の会議で決定されたい、との要望があった。そのため懇談会は四月一日合併を目標に、三か村合併協議会を結成することを申し合わせて散会した。

一月二十九日、三か村の合併協議委員会三六人が出席し、新村名、新役場の位置、出張所、議会議員の任期、助役の定数、吏員の定数、退職者の待遇等について協議を行なった。

また、分科会の委員として、総務一二人、土木九人、林務九人、教育六人をそれぞれ決定、新村の建設計画等を作成することにした。

二月九日第二回の合併協議会を開き、新村名を鹿北村と決定するとともに、新村の建設計画、役場の機構および村長職務執行者ならびに合併祝賀会行事予定等を決定した。

こうして、合併の準備は着々と進み、各村においても満場一致で四月一日合併を議決し、新しく鹿北村が誕生した。合併に際し、新村名を合併三か村住民から公募し、応募したものの中から、応募の多かったもの一〇村名を選び、合併協議会委員が検討し、投票した結果、「鹿北」一三票、「三栄」一一票、「小栗」四票の順となり、一番多い「鹿北村」を村名とした。村名は、新村の地域が熊本県の最北端であるとともに鹿本郡の北端にあり、また泉都山鹿の北に位置するところから名づけられた。

その後三八年一月一日町制を施行して鹿北町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の時期 昭和二九年四月一日

(二) 役場出張所

各出張所には吏員二人、使丁一人を置く。ただし、災害復旧の事務を掌理させるため、暫定的に土木および農地の係員を駐在させる。

(三) 議員の選挙

1 議会議員については促進法の特例を適用し、その任期を昭和三〇年二月末日まで延長する。

2 議会議員の選挙については、合併最初に行なわれる選挙に限り現村を区域とする選挙区を設けるものとし、その選挙の期日を昭和三〇年二月中旬と予定する。

(四) 助役の定数 一人

(五) 職員の処置

1 特別職を除き全員引き継ぐものとする。

2 職員の勤続年数は継承する。

3 退職手当ては左記により支給する。

ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一二〇に勤続年数を乗じた額

イ 合併後三か月以上六か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一〇〇に勤続年数を乗じた額

(六) 財産および負債

1 現岳見村、岩野村、広見村の村有財産はすべて新村に引き継ぐものとする。

2 旧各村の負債は新村において支払う。

3 現広見村における官行造林役一八〇町歩の払い下げを受ける。

4 現岩野小学校および岩広中学校の学校林として借受けている官有地(約五町歩)の払い下げを受ける。

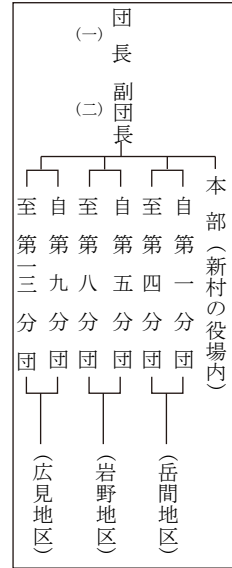
(七) 消防

1 各村の消防団は、統合し、次の編成をする。

団長 一人 副団長 二人

分団長 一三人(旧村の区域の分団長をそのままとする。)

2 消防団編成



(八) 農業委員会

農業委員会は、次回改選期まで現在のまま各地区に存置する。

(九) 国民健康保険

現岩野村、広見村において実施中の国民健康保険については、新たに現岳間村を加え、全村を統合し、これが育成強化に努める。

(一〇) 岩広中学校組合

岩広中学校の一部事務組合は、合併と同時に解散し、その財産は新村に引き継ぐものとする。

(一一) 事業

各村における土木その他の継続事業および、既定計画事業は、新村において継続して行なう。新計画事業の明細については別紙(略)計画事業による。

なお、六か年計画に含まれていない事業については、財源の措置を講じ逐次行なうものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

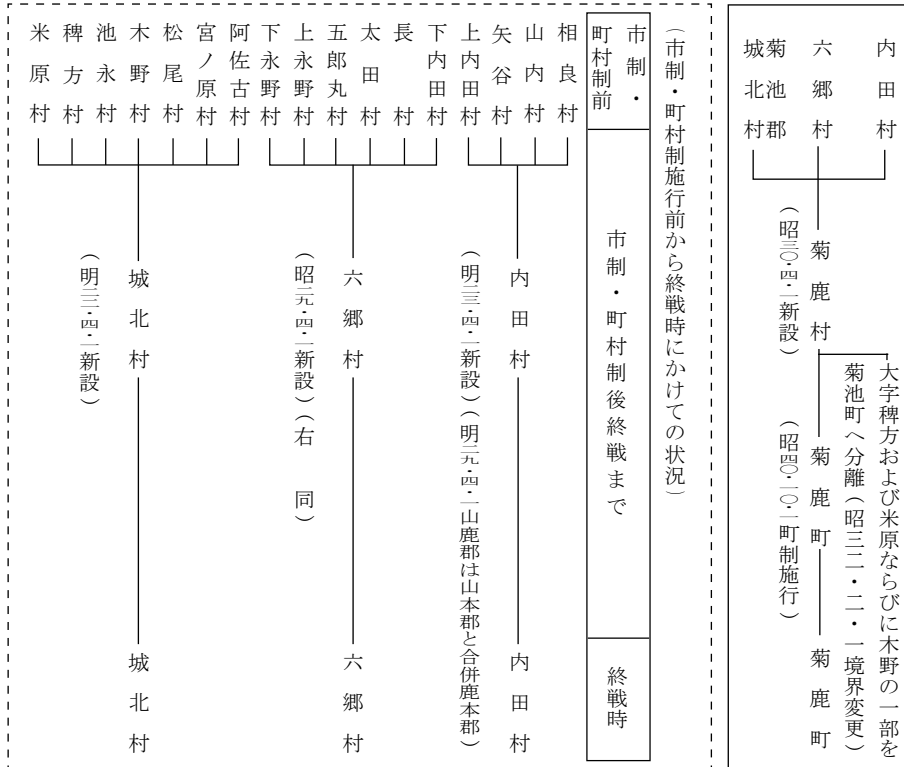
村名	長	助役	収入役	議長	副議長
岳間村	中川正男	深牧成見	黒田宇造	深牧年喜	中満一馬
岩野村	木野勉	黒川次郎八	堤孝	月足米造	山下重雄
広見村	井上義照	渡辺貞雄	中川千夫	最上仁喜平	古川吉蔵

5 合併時の関係村の現況表

生産額	計		農産	工業	会社工場、事業場(資本金五百万元以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上	官公署	業態の割合		積平方料	戸数	人口	区分		
	その他	計										都市的業態						農業	その他
												商業	商工業						
三五九,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一	二五,三三八	九六,五	一,九九九	六〇,五	一	一	八二,七	一,六五	六,二六	一,五五	九,三九	鹿北村		
一一,〇〇〇	三八,〇〇〇	六三,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一	七,七二〇	二九,八九	五,六三	一八,二元	一	三	二七,八五	一,二六	四〇,二三	四,七	二,七八五	岳間村		
一五,〇〇〇	四三,〇〇〇	六七,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一	七,〇六	二九,八九	一,二四七	二,四四	一	五	二九,三	一,二八	二八,〇〇	六,四	三,七五	岩野村		
一一三,〇〇〇	三三,〇〇〇	八二,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一	一〇,五二	三,四〇〇	二,八九	一,八四	一	三	二五,〇〇	三,五九	一七,六六	五,〇二	二,八七九	広見村		

【旧鹿本郡菊鹿町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 内田村

明治七年(一八七四) 大小区制の大改正により、相良村、山内村、矢谷村は第六大区第七小区に、上内田村は同大小区に編入された。一二年郡区町村編制法の施行により大小区制が廃止され、戸長役場が設けられると、矢谷、上内田、山内及び相良の四か村が一行政区域とされ、以後区域の変更を受けることなく、二三年町村制の施行にともない、この四か村が合併して内田村となった。

(二) 六郷村

旧藩時代には山鹿郡は、山鹿、中村両手永に分かれ、本村地域は中村手永に属し、下内田、上永野、五郎丸庄屋が置かれていた。明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では下内田、上永野、下永野、五郎丸、太田の各村は第六大区第六小区に属し、長村は第七小区に属していたが、一二年に郡区町村編制法が施行されると太田、五郎丸、上永野、下永野、下内田、長の六か村が一行政区域として戸長役場の統治下に置かれ、二三年町村制の施行にともないこの六か村が合併して六郷村となった。

(三) 城北村

菊池氏 二代武時の子武茂は、木野氏を名乗り、その子孫もその姓を名乗ったので、この地は長くその一族の支配を受けていたものと考えられる。木野親政の代には、阿佐古、宮の原は菊池の重臣隈部氏に与えられていた。親政の死後、この両地域は隈部城主赤星氏と上永野に居住していた隈部氏との争奪の地となったが、隈部氏に属することになった。加藤氏の時代に入つて、菊池郡を北通、中通、南通の三郷に分け、木野は北通郷に属していた。細川藩時代は深川手永に属し、道場、大林、木山、龍徳、本分、木野本分、池田、宮原、阿佐古、米原、稗方の一か村に分けられた。明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、第六大区第五小区に編入され、同九年町村分合が行なわれ、龍徳、道場、木山、大林の四か村は合併して松尾村に、池田と龍徳の二部、木山の一部、道場の一部が合併して池永村に、木野本分と木分が合併して木野村となった。一二年郡区町村編制法の施行の際、木野、宮原、阿佐古、池永、松尾、米原、稗方の七か村は一行政区域を形成し、一戸長役場の下に置かれ、二三年町村制の施行にともない、この七か村が合併して城北村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五三）十一月、県が発表した合併試案では、内田、六郷の二か村合併が予定され、城北村は菊池郡限府町等と六か町村合併ブロックに入っていた。

一方、山鹿市発足の際に離脱した来民町、中富村は、二九年三月稲田村を加えた三か町村合併促進協議会をつくり、さらにこれを基盤として、内田、六郷、城北の三か村を含む六か町村合併の動きをみせた。

同年四月内田村では内田、六郷、城北の三か村に稲田村を加えた四か村合併を臨時議会で決議した。このため来民、中富両村と内田、六郷両村の間には、稲田村の争奪を中心とする争いが続けられ、一方、稲田村は城北村を除いた五か町村合併を打ちだすなどの事態も起きた。

三〇年二月に入り、県の試案どおり、来民、中富、稲田の三か町村が合併する情勢になったため、内田、六郷、城北の三か村は三か村合併促進協議会を結成し、同年四月一日を合併の目標として実質的合併事務に入るようになった。

その後、合併協議会は、二月一六日、二〇日、二四日と協議を重ねた末、新村建設計画の策定、村有財産の処分等を決定し、三月一日、合併申請書を知事に提出、四月一日菊鹿村の誕生をみた。合併に際し、新村名を広く合併三か村の住民から公募したところ、応募総数は六八三点に達したが、その大部分が「菊鹿村」で、ほかに「八管村」もあった。合併協議会で慎重審査の結果、合併三か村が菊池郡と鹿本郡に属していたので、その郡名を一字ずつとった「菊鹿村」が一番適当と認められ、満場一致で新村名を「菊鹿村」と決定した。

なお、城北村が菊池郡に入っていたため同時に郡の境界も変更された。しかし、城北村の一部住民の間には、郡を越えての合併に対して、先祖伝来の郷愁感および地形等の関係で、あくまで菊池郡にとどまりたいとする者もあったため、この三か村の合併後にこれらの部落を菊池町に編入するという事になった。これに基づき、三二年二月一日、この旧城北村の一部（堀切、稗方、米原の一部）は菊池町へ編入された。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 内田村、六郷村、城北村を合併する。

(二) 役場の位置 六郷村下内田、またはその付近とする。

(三) 合併の時期 昭和三〇年四月一日

(四) 役場出張所 現内田及び城北村に菊鹿村役場出張所を置くものとする。

(五) 村議会議員の選挙区

公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）第一五条第五項から第七項までの規定により町村合併後初めて行なわれる一般選挙の一任期間は選挙区を設け、選挙区は合併関係村ごととする。この場合選挙区の議員の定数は協議のうえ定める。

(六) 村議会議員の任期および定数

町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき、町村合併の際、合併関係村の議会の議員で、新村の議員の被選挙権を有する者は、昭和三〇年九月三〇日まで引き続き新村の議会の議員として在任するものとする。

(七) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併の際、合併関係村の農業委員会の選挙による委員で、新村の農業委員会の被選挙権を有する者については、町村合併促進法第九条の三の規定により、互選による委員の定数を一五人として任期を昭和三十一年三月三十一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(八) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併の際、合併関係村の教育委員会の選挙による委員で、新村の教育委員会の委員の被選挙権を有する者については、町村合併促進法第九条の二の規定により、その互選による委員の定数を四人として、任期を昭和三〇年九月三〇日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(九) 助役の定数 一人とする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は新村の一般職の職員として、身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 特別職の職員は、別途考慮するものとする。退職手当についても同様とする。ただし、これの支給は新村においてする。

3 職員の給与については、合併当時に於ける合併関係村間の不均衡を調整す

るため、合併前すみやかに措置するものとする。
 4 その他身分取扱いについては、職員のすべてを通じて公正に処理するものとする。

5 一般職の職員の退職手当は、次のとおり支給するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、県職員退職手当支給条例を参酌し、合併関係村条例による普通退職手当額に、次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- ア 合併後三か月以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の二五〇
- イ 合併後六か月以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の一五〇
- ウ 合併後一か年以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の一二〇

(二一) 区長（嘱託員）の統合整備

区長（嘱託員）は、これを存置し、適当な時期に逐次統合整備する。

(二二) 財産および負債の帰属および処理

1 合併関係村の村有財産のうち、山林原野を除くすべての財産は、これを新村に引き継ぐものとする。

2 合併関係村の村有財産のうち、内田村六町五反、六郷村一六町五反、城北村一四〇町歩の山林、原野はそれぞれ財産区として管理する。

(二三) 村税、その他滞納整理

合併関係村の村税、その他収入金で収入未済があるときは、合併前日までに、極力これを整理するものとする。

(二四) 新村の大字、その他の名称

新村の大字名は合併関係村の現大字をそのまま新村の大字名とする。

(二五) 村税の税率

村民税、固定資産税、その他の税率は、昭和三〇年より均一とする。

(二六) 国民健康保険の整備

国民健康保険は、合併と同時に、休止している六郷村を復活して、新村全域に施行する。

(二七) 消防団の統合整備

消防団は統合し、消防団機械器具は、新村に引き継ぎ次の編成とする。

団長 一人 副団長 二人 分団長 三人

(一八) 合併関係村の継続事業の措置
 合併関係村の継続事業は、当該村の意思を尊重し、新村において極力これの実現を期するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
内田村	飯山 巖	富田明敏	淵上 豊	栗原勝熊	古里 旭
六郷村	田代令亀	小澄文治	小澄正四	山品一記	徳丸一二
城北村	木村 長	徳永 遜	前田三芳	松岡 霍雄	西口金一

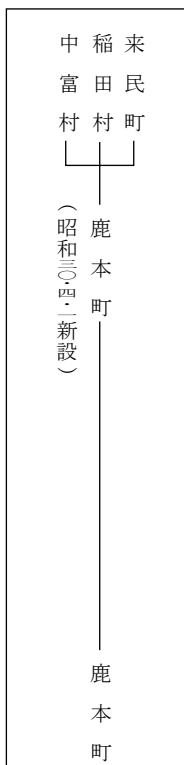
5 合併時の関係村の現況表

業 態 の 割 合	都 市 的 業 態		農 業		そ の 他 の 業 態		計 人	積 平 方 料	戸 数	人 口	区 分	合 併 村		
	商 工 業	そ の 他	農 業	そ の 他	菊 鹿 村	内 田 村						六 郷 村	城 北 村	
														計
	五九	六〇	八三五	一〇二	二二六五	八〇二	二二二	二、四六八	三、四六八	二、四六八	四、五九	三、九四	四、九	
	二四	二七	二二六	四八	四〇五八	四、四	七六七	四、四	四、五九	四、五九	一、八、九	二、四	一、九、七	
	二四	二八	一八〇六	四二	三、五五三	二、四	六八九	一、八、九	三、九四	三、九四	二、四	二、四	一、九、七	
	二二	一五	二一八	二七	四、六五五	二、四	六八九	一、八、九	四、九	四、九	二、四	二、四	一、九、七	

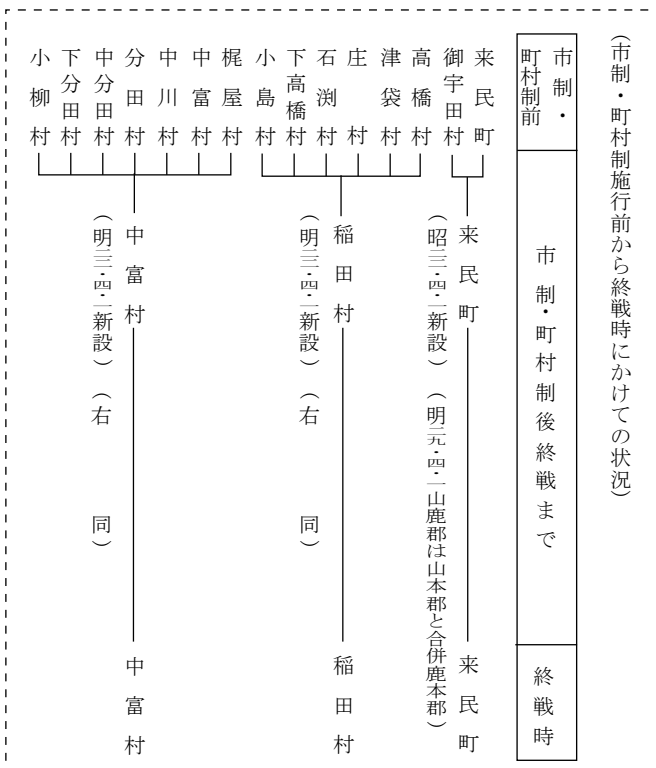
官公署	中学校以上 の学校		国 税 納 税 額 千 円	県 税 納 税 額 千 円	市 町 村 税 納 税 額 千 円	前 年 度 予 算 総 額 千 円	会 社 、 工 場 事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)	生 産 額			
	中 学 校	高 等 学 校						計	農 産 物	鉱 工 産 物	そ の 他
六	三	一	六八六	一六六	二二九五	四六六六	一	三九五〇〇	一〇四〇〇	一	三九〇〇〇
二	一	一	三三四	八九二	九三九	二二九〇	一	一〇四〇〇	一	一	一〇四〇〇〇
二	一	一	一六〇〇	四三	五六九六	二二六七	一	二五〇〇〇	一	一	二五〇〇〇
二	一	一	一九三	三三	七三〇	二二五九	一	三六〇〇〇	一	一	一七〇〇〇〇

【旧鹿本郡鹿本町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革 (一) 来民



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 来民町

古くは御宇田村と称した山村であったが、平安時代藤原光重が入国して、産業の振興に力を注いだため、面目を一新し、この地方では最も早く中央文化の影響を受け、政治、経済、文化の中心となったという。しかし、戦国時代に数度の兵火によって全く土と化し、のち五〇余年は荒廃していた。寛永九年(一六三二)一〇月細川忠利が肥後を領するにあたり、当時の湯町(現山鹿市)により限府への従来筋にあたるため町に取り立てられ、山鹿新町と改められて復興した。

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、新町、上御宇田村は第六大区第九小区に、下御宇田村は第八小区に属した。九年新町は、上御宇田村を加

えて来民町と改称し、下御宇田村は御宇田村と改称した。一二年郡区町村編制法の施行により来民町と御宇田村が行政区域となって戸長役場が置かれた。二二年の町村制の施行にともない両町村が合併して来民町となった。来民町の名称の由来は明らかではないが、和名類聚抄の肥後国山鹿郡に来民郷があるのをとって称したのであろう。

(二) 稲田村

明治維新後、七年(一八七二)の改正、大小区制のもとにおいては、高橋、津袋、庄村、石渕、下高橋村の各村は第六大区第六小区に小島村は同大区、第九小区に属していた。一二年の郡区町村編制法施行から、二二年町村制施行までの間は、下高橋村など六か村は梶屋村を加えて一行政区域をなし、同一の戸長役場のもとにあったが、二二年町村制の施行にともない、梶屋村を除く六か村合併して稲田村となった。

(三) 中富村

旧藩時代中富村地域は玉名郡中富手永に属していたが、明治三年(一八七〇)の藩政改革によって手永を郷と改め、さらに同年九月三日中富郷は河原出張所に移管されて山鹿郡に編入され、明治五年大小区の実施により第一九大区の一―三小区に入り、七年の改正で来民町とともに第六大区第九小区に属することとなった。一二年中分田、下分田、分田、中富、中川、小柳の六か村は一行政区域をなし、梶屋村のみは下高橋村などの行政区に加えられた。二二年の町村制の施行に伴い、前記六か村に梶屋村を加えて合併し、中富村となった。村名の由来は、本村地域が中富郷の東部を占めていたことによるものである。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法施行前の昭和二年(一九五三)八月鹿本郡合併基準委員会が設置され、町村合併についての検討がなされたが、一月月県の合併思案として来民、稲田、中富の三か町村合併試案が示されたので三か町村はこの県試案によって合併を進めることになり、合併の主旨、方法等について啓蒙宣伝を行い住民の関心を高めることに努めた。これに対して住民の中には、内田村、六郷村、稲田村、中富村、来民村、大道村の郡東部六か町村の合併を希望する者もいたので、関係町村当局では六か町村合併については数回の折衝を重ねたが気運が熟するま

でに至らなかった。

二九年一月山鹿ブロックに市制施行の問題が起こったので、来民、中富、大道の三か町村では山鹿市へ参加の気運もおこった。このため三か町村では急ぎよ住民の意向をまとめて山鹿ブロック参加の事務を進めることとなった。山鹿ブロックでは一月五日合併促進協議会が発足し、その事務局が山鹿小学校に設けられた。

その後、協議会では合併する町村の行財政現況調査、建設計画の協議を経て合併計画も完成し、二月二日には、県を経て自治庁と協議するまでになった。しかし、来民町と中富村は東部六か町村の合併が本来の姿であるということで、山鹿ブロックから脱退し、大道村のみが山鹿市に合併することになったので、大道村を除く五か町村合併を強力に推進することとなった。(山鹿市の項参照)

しかし、その後内田、六郷の両村は隣接の城北村(菊池郡)と合併する線を描き出し、これに稲田村のみ参加を勧誘することとなったため、五か町村合併は暗礁に乗りあげた。

三〇年一月一三日、来民町ほか四か町村長、議長および県地方事務所の係員が集まり意見を交換した結果、五か町村合併はむずかしいので、当初の県試案とおりの来民、中富、稲田の三か町村合併を進めるべきであるとの意見が強く、五か町村合併を固執する稲田村を、三か町村合併に踏み切るよう説得することとなった。

同年二月二日内田、六郷、城北の三か町村が合併して菊鹿村発足することが確定し、それに刺激され、同月三日に来民町では合併決起大会を開いて三か町村合併を満場一致で支持し、また稲田村でも、推進委員会、青壮年団代表および議員の合同会議で三か町村合併が多数で決定された。しかし、中富村の小柳、上分田、中分田、下分田四地区には山鹿市編入、そして稲田村の庄、石渕、津袋の三地区には、菊鹿村ブロック参加の強い意見があり、それぞれ、村当局ならびに県へ反対陳情がなされた。結局六か町村合併を最終の目標とすることを再確認するとともに、第一段階として三か町村が合併することにした。二月一九日同年四月一日合併を目途として来民町に事務局を設け、ただちに合併事務を進め、同年四月一日鹿本町が誕生した。

新町名の選定については、合併町村住民の意思を尊重するため、合併三か町村から公募したところ「鹿本町」「稲富来町」などの順で多数の応募があった。旧名

称には各町村とも相当の執着があったが、新町の円満な発足が先決であるとして旧町村名を一応捨て去り、新鮮な名称により発足することに意見が一致した。新町は、隣接の旧山鹿町が新町として発足後は、将来あらゆる点において鹿本郡の中心として発展することが期待されたので、満場一致をもって「鹿本町」に決定した。

しかし、鹿本町発足後も町内の合併反対派は、旧稲田村内に私設役場を設置し、また関係当局への陳情運動、旧来民町商品の不買運動、旧稲田村小学校の登校拒否、役場への座り込みなどの反対運動を続けた。このため町内の紛争は深刻な状態になったが、三年五月県事務所が、「三年間現在のままにしてその後希望であれば分村する」とのあっせん案を提示し、また同時に、鹿本町に分村対策委員会が結成されたこと等を契機として、ようやく解決の兆しがみえた。

三年二月五日の臨時町議会において分村対策委員会が作成した協定書を満場一致で承認し、鹿本町発足以来一年一〇か月ぶりに分村問題の円満解決をみた。その協定書は「二年間境界変更に関する活動を停止して、鹿本町の育成発展に協力する。」「二か年経過後前記地区民から要請があった場合、各地区それぞれに住民投票を行ない、過半数の意見で決定する」ことを定めたもので、この協定の期限は三年九月末日までとなっていた。そこでその期間満了の翌一〇月一日に住民投票の請願書が提出され、協定に基づき同月三〇日住民投票が行なわれた。問題が深刻であっただけに投票の執行が気づかわれたが、当時の熊本日日新聞（一〇月三一日）は投票風景を「・・・二年間の冷却期間でかつての鋭い対立感情は拭いさられ異越同舟で仲良く投票箱を囲んでいた。」と報じている。

しかし、その結果は、一般の予想どおり旧稲田、中富両地区とも分村賛成が過半数を占めるところとなり、再び分村問題の表面化することが憂慮されたが、町当局の前向き、しかも冷静な説得によって分村に至らず、かえって「しこり」が完全に取り去られ、雨降って地固まるの結果となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 新町村名 「鹿本町」
- (三) 役場の位置

鹿本郡来民町公民館に置く。ただし、昭和三一年度に鹿本郡来民町またはその付近に新築する。

- (四) 合併年月日 昭和三〇年四月一日
- (五) 役場出張所 昭和三年三月三十一日まで、現役場に出張所を置くものとする。

(六) 議会議員の任期および定数

町村の議会議員で新町の議会の議員の被選挙権を有する者は、昭和三年三月三十一日まで引き続き新町議会の議員として在任するものとする。

(七) 議会議員の選挙区

公職選挙法（昭和二十五年法律第一〇〇号）第一五条第五項から第七項までの規定により、町村合併後初めて行なわれる一般選挙の一任期間は選挙区を設け、選挙区は合併関係町村ごととする。

この場合選挙区の議員の定数は協議のうえ定める。

(八) 助役の定数 一人とする。

(九) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の職員は引き続き、新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 特別職の職員は別途考慮するものとする。

退職手当についても同様とする。ただし、これが支給は新町においてする。

3 職員の給与については、合併当時における合併関係町村間の不均衡を合併後すみやかに調整するものとする。

4 その他の身分取扱については、職員のすべてを通じて公正に処理するものとする。

5 一般職の職員の退職手当は左のとおり支給するものとする。

一般職の職員の退職手当は国家公務員に準じて、県職員退職手当支給条例を参酌し、合併関係町村条例による。

普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- ア 合併後三か月以内に退職の申出をしたもの 一〇〇分の二五〇
- イ 合併後六か月以内に退職の申出をしたもの 一〇〇分の一五〇

ウ 合併後一年以内に退職の申出をしたもの 一〇〇分の一二五

(一〇) 区長(嘱託員)

区長(嘱託員)はこれを存置し、統合整備することが必要と認められる時期に検討考慮する。

(一一) 財産および負債の帰属処分

- 1 合併関係町村の町村有財産のうち、稲田村の山林原野を除きすべての財産は、これを新町に引き継ぐものとする。
- 2 合併関係町村の町村有財産のうち、稲田村の山林、原野一八一ヘクタールを財産区として管理する。

3 負債は全部新町に引き継ぐものとする。

(一二) 町村税その他滞納整理

合併関係町村の町村税その他収入金で収入未済があるときは、町村合併前日までに極力これを整理するものとする。

(一三) 新町の大字その他の名称

合併関係町村の現大字名は、新町の大字名とする。

(一四) 教育委員会の選挙による委員の任期および定数

教育委員会の選挙による委員は町村合併促進法第九条の二の規定により、任期を昭和三十一年三月三十一日まで延長し、その定数は四人とする。

(一五) 農業委員会の選挙による委員の任期および定数

農業委員会の選挙による委員は町村合併促進法第九条の二の規定により任期を昭和三十一年三月三十一日迄延長し、定数は、一五人とする。

(一六) 消防団の統合整備

消防団は統合し、町村有の消防用機械器具は、新町に引き継ぎ本部を鹿本町役場に置く。

(一七) 合併関係町村の継続事業の措置

合併関係町村の継続事業は、当該町村の意見を尊重し新町において極力これが完遂を期するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
来民町	桑原忠義	林 満雄	豊田豊太郎	堀 孝	財津健太
稲田村	本田春己	小川正一	星子新作	堀田直記	川野 傑
中富村	小材高記	戸次 要	園田卯平	中村 孝	長嶋亀喜

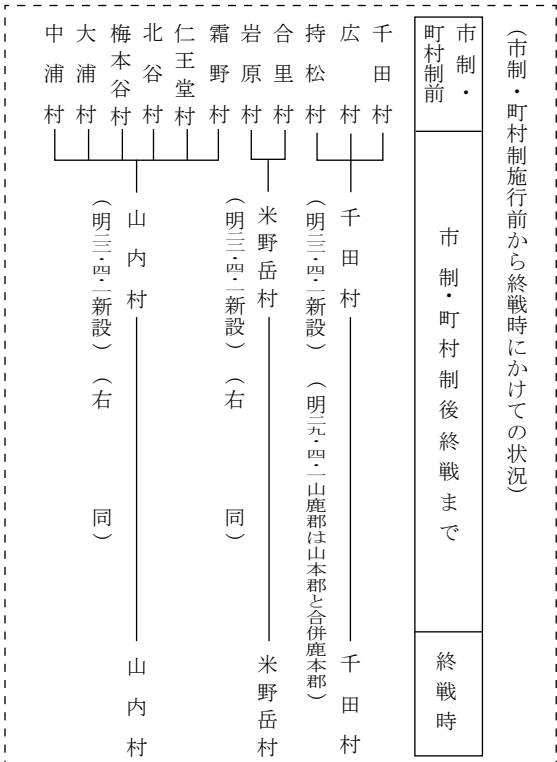
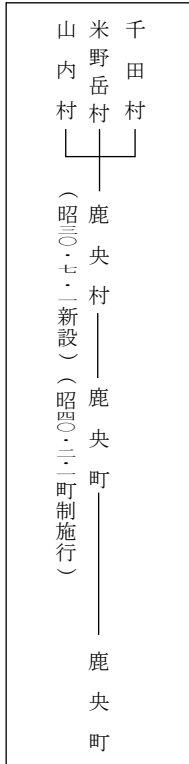
5 合併時の関係町村の現況表

中学校以上の学校	中学校	高等学校	官公署	業 態 の 割合				積 平方料	戸 数	人 口	鹿本町	合 併 町 村		
				都市的業 態		その他業 態						来民町	中富村	稲田村
				商工業人	その他人	農 業 人	その他人							
一	二	八	八二六	二九〇	五二六	四二〇	一九〇	二二四〇	二七〇	六〇六	三二四	三〇四	三〇六	
一	一	五	二七〇	一五九	九二	三三〇	二七	一、三六	五七〇	一、三六	二、四	一、四	一、四	
一	一	二	二八四	一五九	二六七	四〇	一五	五九四	六、六	一、九	三、四	三、四	三、四	
一	一	一	三〇六	一四三	一六三	三五	一	六〇	六、七	一、九	三、四	三、四	三、四	

生産額	国 税 納 税 額		県 税 納 税 額		市 町 村 税 納 税 額		前 年 度 予 算 総 額		会社、工場事業場(資本金五百万元以上)
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
計	三三、五〇九	九〇、〇〇〇	二五、三三〇	一四、二九九	一、	一、	一、	一、	一、
農 産	三三、四三九	七〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、	一、	一、	一、	一、
鉱 工 産	三三、四〇〇	一八、〇〇〇	一、	四、九四〇	一、	一、	一、	一、	一、
そ の 他	六、二〇〇	二〇、〇〇〇	四、一〇〇	一、	一、	一、	一、	一、	一、

【旧鹿本郡鹿央町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 千田村

旧藩時代は、玉名郡中富手永に属し、宮村、上千田村、下千田村、久野村、持松村、古閑原村、牟田村、廣村、上廣村、下原村の一〇か村からなっていた。明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では第六大区第一〇小区に属した。八年に宮村、上千田村、下千田村、久野村が合併して千田村に、持松村、古閑原村、牟田村の三か村が合併して持松村に、廣村、上廣村、下原村の三か村が合併して廣村となったが、一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、この三か村は同一戸長の支配下となった。二三年の町村制施行に際し千田村、持松村、廣村が合併し、千田村となった。

(二) 米野岳村

旧藩時代は、中富手永に属し、米野村、堂米野村、下米野村、岩原村、上岩原村、郷原村の六か村からなっていた。明治八年(一八七五)米野三か村が合併して米野村、岩原三か村が合併して岩原村となり、米野村は、されに九年に

玉名郡の姫井村と合併して合里村となった。

一二年、戸長役場設置に際し、両村は同一戸長の支配下となり、二二年の町村制施行の際、合里村、岩原村が合併して米野岳村となった。

(三) 山内村

旧藩時代は、正院手永に属し、霜野、仁王堂、北谷、梅木谷、大浦、中浦の六か村からなっていた。(山本村と同一支配を受けたことがあるが、つまびらかでない。)明治五年(一八七二)、大小区制のもとではこれからの村は第一四大区第一三小区となり、七年の改正で第五大区第一〇小区となった。

一二年、郡区町村編制法が施行されたときも、そのまま踏襲されて同一戸長役場の下におかれた。二二年、町村制施行により、この六か村が合併して山内村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年(一九五三)、促進法の制定に伴い、県は、千田、米野岳、山内の三か村の合併試案を示した。これにより三か村合併の動きは活発となり、山内村では、同年九月二〇日村議会議員、区長および各種団体長などを集めて、この三か村に山本村を加えた四か村合併について研究会を開いた。一方、米野岳村では、翌二九年一月一九日、村議会議員、囑託員、農業委員、農協長、婦人会長、青年団長等を集めて、町村合併緊急協議会を開き、米野岳村の合併方針について意見交換を行なった。また、千田村では、同月二一日村議会議員、役場職員、各種団体の代表者が集まり、千田村の合併の基本方針について意見交換を行なった。

同年一月三〇日、初めて千田、米野岳、山内の三か村の村長、助役および議会議員が米野岳中学校に集まり、町村合併議員懇談会を開いた。さらに、二月一日、三か村の三役および議会議員が集まり、県からも係員が出席して合併についての合同協議会を開いた。その後、同月二二日から二五日まで県も参加して、町村合併についての部落座談会を開き、村民の合併についての認識を深め、機運の醸成を図った。

この他関係各村では、それぞれ次のような合併促進を図った。

(一) 千田村

昭和二九年二月、正副議長、助役、教育長、農業委員会会長、公民館長、農

協長、青年団長、婦人会長、部落代表一一名、計二〇名を、千田等町村合併促進委員に委嘱して同月二二日以後四回にわたって合併促進についての議会を開催した。

その間、次の五案について検討がなされたが、結局県試案どおり三か村合併を基本方針とした。

一案 千田、米野岳、山内の三か村合併

幾分小規模のきらいがあり、将来中学校の移転の必要もある。

二案 千田、米野岳、山内、山本、吉松、田底の六か村合併

山本、吉松の二か村は、南部七か町村合併案が一応促進されており、田底村との関係もありませんなかなか困難と思われる。

三案 千田、米野岳、山内、山本の四か村合併

山内、山本の両村から中学校の関係で強力な合併要求があったが、米野岳村に反対の声が強い。

四案 千田、米野岳、田底の三か村合併

米野岳村および千田村の一部から強力な反対がある。

五案 千田、米野岳の二か村合併

あまり小規模で促進法の適正規模人口に不足する。

(二) 米野岳村

昭和二九年七月九日、議会議員および囑託員を集めて、町村合併協議会を開き、三か村合併と山鹿市との合併について検討したが、春間、岩倉、郷原、岩原、上岩原の各部落から山鹿市合併賛成の強力な意見があり結論を得なかった。このため八月、議会議員、囑託員および部落代表一五名、計四一名を、米野岳村町村合併促進委員に委嘱する一方、村民の町村合併に対する認識を深めるため、県職員を講師に町村合併説明会を開いた。

(三) 山内村

昭和二九年一月、議会議員、区長、農業委員会会長、教育委員会委員長、農協長、公民館長、消防団長、婦人会長、青年団長など二九名を、山内村町村合併促進委員に委嘱して、二月二日、第一回の委員会を開き、次の四案について審議を行ない、第二案の四か村合併を基本方針として推進することを申し合わせた。

一案 山内、米野岳、千田の三か村合併
二案 山内、米野岳、千田、山本の四か村合併
三案 山内、米野岳、千田、山本、吉松の五か村合併
四案 南部八か町村合併

しかし、その後山本村が植木町ブロックの合併に傾き、さらに本村内に玉名郡菊水町との合併を希望する部落ができたため、その対策等八回にわたって協議した。

このように三か村合併の推進は必ずしも順調ではなかったが、三か村の村長、議長などは数回にわたり会合して、三か村が合併した場合の財政上の問題等について検討を行なった。昭和三〇年二月二十八日、三か村の正副議長および三役が集まり、この三か村に田底村を加えた四か村合併案について協議したが、結局三か村合併を強力に推進することを申し合わせ、四月一日、三か村合併促進協議会の発足をみた。そして、五月一四日、千田村、米野岳村および山内村は、それぞれ三か村合併議案を議決して、七月一日、新しく鹿央村が発足した。合併に際し、新村名を広く合併三か村の住民から募集したところ、応募総数は四五一点に達したが、これを三か村合併協議会において慎重審議した結果、地域的、歴史的見地からみて、新村は鹿本郡の中央にあり、また、将来すべての面で郡の中心となつて発展していくという意味で、「鹿央村」を最適と認め、合併協議会において満場一致で決定した。

その後、四〇年一月一日、町制を施行し、鹿央町となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 千田村、米野岳村、山内村を合体する。
- (二) 役場の位置 三村の中央に近く、人口、戸数、道路等を考慮した地点に決定する。
- (三) 合併の時期 昭和三〇年七月一日
- (四) 役場出張所 当分の間、現千田村、山内村役場に新村役場出張所を置くものとする。
- (五) 村議会議員の選挙 公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）第一五条第五項から第七項までの

規定により、町村合併後初めて行なわれる一般選挙の議員の一任期間は、選挙区を設け、選挙区は合併関係村ごととする。

この場合、選挙区の議員の定数は、協議のうえ定める。

(六) 村議会議員の任期および定数
町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき、町村合併の際、関係村の議会の議員で新村の議員の被選挙権を有する者は、昭和三〇年七月三十一日まで引き続き新村の議会の議員として在任するものとする。

(七) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併の際、合併関係村の農業委員会の選挙による委員で新村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者については、町村合併促進法第九条の三第一項の規定により、互選による委員の定数を一五人として、任期を昭和三十一年四月三〇日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(八) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併の際、合併関係村の教育委員会の選挙による委員で新村の教育委員会の委員の被選挙権を有する者については、町村合併促進法第九条の二の規定により、その互選による委員の定数を四人とし、任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(九) 助役の定数 一人とする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分の取扱い

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際その職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の職員は、別途考慮するものとする。退職手当についても同様とする。ただし、この支給は、新村においてする。

3 職員の給与については、合併後速やかに調製するものとする。

4 その他身分取扱いについては、職員のすべてを通じて公正に処理するものとする。

5 一般職の職員の退職手当は、次のとおり支給するものとする。一般職職員の退職手当は、国家公務員に準じて果職員退職手当支給条例を参酌し、合併関係村条例による普通退職手当額に次の割合を乗じて得た額を支給するものとする。

とする。

- ア 合併後三か月以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の二五〇
- イ 合併後六か月以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の一五〇
- ウ 合併後一か年以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の一二〇

(二一) 区長（嘱託員）の統合整備

区長（嘱託員）は、これを存置し、適当な時期に逐次統合整備する。

(二二) 財産および負債の帰属処理

すべての財産および負債は、全部新村に引き継ぐものとする。

(二三) 村税その他の滞納整理

合併関係村の村税その他の収入金で収入未済があるときは、合併前日までに

極力これを整理するものとする。

(二四) 新村の大字その他の名称

合併関係村の現大字名を新村の大字名とする。

(二五) 国民健康保険の整備

国民健康保険は、休止中の千田村、米野岳村は、昭和三一年度より施行し、

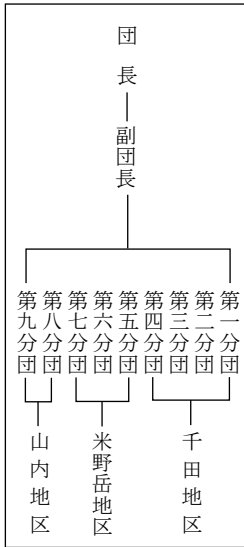
山内村は現状のとおりとする。

(二六) 消防団の統合整備

- 1 消防団は統合し、消防団機械器具は新村に引き継ぎ、当分の間次の編制とし、将来機械器具の整備と同時に再編成するものとする。

団長一人、副団長二人、分団長九人

2 消防団編成



(二七) 合併関係村の継続事業の措置

合併関係村の継続事業は、当該村の意思を尊重し新村において極力この実現を期すものとする。

(二八) 村税の税率

村民税は、固定資産税その他の税率は、昭和三〇年度に限り各旧村の税率によることとし、昭和三一年度より均一とする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
千田村	広瀬新一	岡山駒雄	師富勉	荒木弘	坂口享
米野岳村	朝倉智	多田隈等	福島孝	竹原清喜	立山平
山内村	前田一水	竹下高	前田計助	魚住達	高崎均

5 合併時の関係村の現況表

業 態 の割合	面 積					戸 数	人 口	区 分	合 併 町 村			
	都 市 的 業 態		農 業						鹿 央 町	千 田 村	米 野 岳 村	山 内 村
	計	その他	計	農 業 人	その他							
計	三・〇四	九・八	七〇	一・五九	八八二五	三・〇四	九・八	七〇	一・五九	八八二五		
計	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇		
計	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇		
計	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇		
計	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇		
計	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇		
計	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇		
計	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇	三・〇	一・四	七〇	一・四	三九四〇		

生産額	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度予算 総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納 税額 千円	国 税納 税額 千円	中学校以 上の学校		官 公 署
										高 等 学 校	中 学 校	
	三三八、四三三	一〇、九二二	二四、一七八	一三、三三三	一	三七、六六六	一三、九九二	六七九	六、五七五	一	一	六
	二四、六二〇	一、三七〇	二二、七五〇	一、五〇〇	一	二五、九〇二	七、〇九〇	二四五	三、四〇九	一	一	二
	六六、三〇八	一	五四、九五〇	二、三五八	一	二二、六七一	五、五五一	二九一	二、四六七	一	一	二
	四七、五〇四	九、五五一	三七、四七八	四七五	一	九、〇九四	一、三五一	一四三	六九九	一	一	二